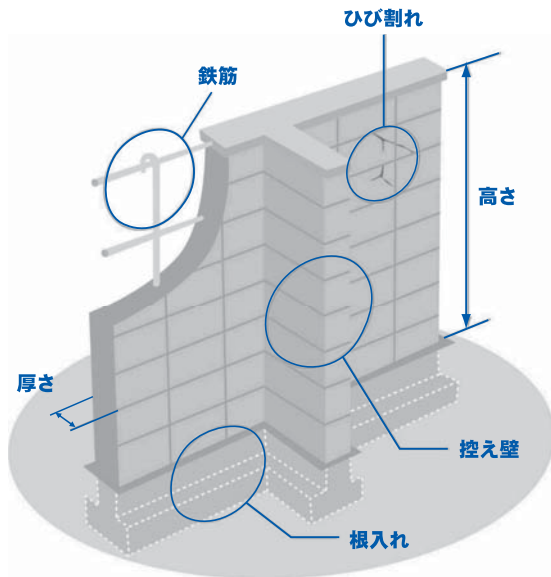


危険なブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

過去の震災においてブロック塀の倒壊により尊い人命が犠牲となりました。市ではブロック塀等の倒壊を未然に防止するため、道路沿いにある危険なブロック塀等の撤去工事を行う際の費用の一部を補助します。次のチェックポイントにひとつでも該当しない項目があれば、危険なブロック塀等となります。なお、補助を受けるには、ブロック塀等の撤去工事を始める前に市へ申請が必要になります。

申請受付は12月28日(月)までですが、先着12件までとなりますので、お早めにお申し込みください。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

●補助の対象となるブロック塀等(危険ブロック塀等)

倒壊の危険性があり、道路(建築基準法上の道路とならない私道を除く)面からの高さが80センチメートルを超える組積造または補強コンクリートブロック造の塀が対象となります。

●補助の対象者

危険ブロック塀等の所有者で、以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

1. 同一敷地内において、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
2. 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと

●補助金額【上限10万円】

撤去工事に要する費用の3分の2

●補助の対象となる工事

市内にある危険ブロック塀等の全部または一部を撤去し道路面からの高さを80センチメートル以下にする工事で、建設業者または解体工事業者が行うものが対象となります。

※危険ブロック塀等の一部の撤去工事については、撤去しない部分について倒壊の危険性がないこと。

※補助を受けるには、市から補助金の交付決定通知を受けた後、施工業者(建設業者、解体工事業者)との契約、工事を始めてください。

◆問い合わせ = ☎都市計画課(内線2710)

糖尿病専門医・内分泌代謝科専門医
県西糖尿病内分泌内科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30-12:30	○	○	○	○	○	13:30 まで
午後 14:30-18:00	/	○	○	/	○	日・祝休診

住所: 筑西市成田 678 (筑西警察署斜め向かい) 電話: 0296-48-9609
 カフェ&レストランFein Essen ランチ営業中!ディナーも開始しました。
 18:00～21:00(金土日祝・前日までにご予約下さい) 電話: 050-3698-3617

不要品の処分、片付け、買取りお任せ下さい!!

引っ越し、アパート、一軒家、倉庫、店舗など
 不要品の処分や片付けでお困りの方、
 お気軽にご相談ください。

☎0297-22-3000

〒303-0023 常総市水海道宝町 2725-1 未来産業(リサイクルショップわくわく感水海道駅前店)